

平成26年9月定例会 過疎・少子高齢化対策特別委員会(付託)

平成26年10月14日(火)

〔委員会の概要〕

寺井委員長

ただいまから、過疎・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時35分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明、報告事項】なし

大田保健福祉部長

理事者において説明及び報告すべき事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

喜多委員

委員長からも今報告がありましたけれども、台風19号、徳島へ直撃したのは2回目ということで、被害もあったんですけども、直撃した割にはびっくりするような被害がなく、そして何よりも人の命に関わるようなことがなかったのも、よかったかなと思いますけれども、各地において被害が出たようでございます。けがした人とか、そして被害に遭った人にお見舞いを申し上げたいと思います。

この台風19号の影響で、徳島新聞主催のシンポジウムがありまして、人口減少社会への挑戦ということで、神山と東京を結んだ、神山では神山コンプレックスで行われたようでございますけども、朝早く9時から開会ということでありましたけれども、とうとう行けないまま、朝、徳島新聞の人から中止ですとの電話がありまして、残念なことで、ということでありましたけれども、今日の徳島新聞にも開かれた風土、魅力にということで、神山・東京を結ぶシンポジウムという記事が載っておりますけれども、理事者の方々に、もし行かれた方がおいででしたら報告を頂けたら有り難いと思います。

新居地域創造課集落再生室長

昨日開かれました徳島新聞社主催のシンポジウムの内容ということで、パネリストの意見はどんなものだったのかということでございます。主観的な、私の感想のようなことになるかもしれませんが、聞いてきたところを簡単に御説明させていただきたいと思います。

主な意見につきましては、本日の徳島新聞社の記事に掲載のとおりで、詳細についてはまた22日に新聞のほうに掲載されるというところでございますが、出席されたパネリストの皆さんは、地域づくりの実践者というところで、それぞれの立場や経験からこれからの

未来予測といったところについて意見を述べられておったかと思えます。パネラーは、神山の会場のほうにおきましては、島根県海士町で地域づくりに貢献する株式会社巡の環の信岡取締役、神山町のNPO法人グリーンバレーの大南理事長、神山町にサテライトオフィスを構えている株式会社えんがわの隅田社長、また、東京会場のほうには公共空間のデザインや、地域課題を地域で解決するコミュニティーデザインに携わる株式会社studio-Lの山崎代表取締役や、ふるさと木頭のユズ製品を販売する株式会社黄金の村を立ち上げた株式会社メディアドゥの藤田社長、若者目線から地方活性化を仕掛ける株式会社フォレストバンクの岡田代表取締役、そういった方々がそれぞれの視点から意見を述べられるというところであります。

簡単に皆さんのお話を概要として紹介させていただきたいと思いますが、大南理事長につきましては、これまでの地域づくりは地方にミニ東京を作ろうとしてきたというのが実態ではないか。便利さを追求して、現金収入を求めて、経済は東京に一極集中していた。東京に集中して混雑が起きたら、またそれを開発して進めよう。こうしたことが繰り返されて、経済がどんどん東京に進出してきたんだというのがこれまでの流れではないか。これからは地方に新しい考え方を持った人を入れることでお金もうけだけを目的としない、便利さの追求とはちょっと違ったような視点から新しい生き方や新しい暮らし方と、そういった新しいモデルも提供できるようにしていきたい。また、グリーンバレーとしては、息苦しい田舎にならないように、地域と新しい人の間に立って、来る人にとって心地のいい地域になるように取り組んでまいりたい、そういった御意見をおっしゃってました。

また、えんがわの隅田社長につきましては、インターネットの回線の環境は東京に劣らない。サテライトオフィスで働いてみたいという潜在的な需要は大きいのではないかと感じられておまして、企画経営、デザインといった本社機能と言われているものは実際神山のほうに進出してきても経営の観点から考えて総合的な仕事というのは、都会よりもむしろ地方で仕事にするのに適しているのではないかとといったことを実感しているとおっしゃってました。

また、信岡取締役については、都会は稼ぎの得意なお父さん、地方が子育ての得意なお母さん、日本全体を家族としてどう考えるかというところが必要であるといった意見ですとか、岡田代表取締役については、都市部に人が集まる流れは変わらなくても、逆流、都市から地方に流れるという人の流れも大きくなってきているような気がするので、私たちは若者からやってやろうという取組を発信していきたいといったことや、藤田社長さんは、ふるさと木頭にメディアドゥの事務所を作り、木頭からも採用している。半分東京、半分木頭で働いてもらっている。私は経営者だから、自分の力でやっていきたい、従業員には可能な限り経験として県外で働いてもらいたいし、マネジメントの力を身に付けてほしい。6月には黄金の村を立ち上げて、地元雇用の確保にもこれから取り組んでいきたいとおっしゃってました。

東京会場におきましては、studio-Lの山崎代表取締役が、地方から外から人を取り入れるときには、神山ではやったらいいんちゃうん、海士町ではやりやあええだわい、そうした自由な雰囲気を作っていくことが大切であるということの紹介や、仕事ということには稼ぎ、勤め、学びということが入っている。稼ぎというのはお金のため、勤めというのは世の中のため、学びというのは社会を進歩させるイノベーションのため、そういっ

たバランスであるのが大切ではないかと。ところが今は、都会では稼ぎというようなところ、経済の効率的なところに集中してしまっているということがあって、そういうことに疑問を感じているということをおっしゃっていただきました。いずれのパネリストからもシンポジウムで期待された東京一極集中を改善する取組についてもいろいろな意見が示され、有意義な意見が出されたのではと感じております。

喜多委員

台風の中だったんですけど、徳島新聞のこういう企画というのは、徳島の神山だけでなく多くの成功事例も含めて紹介されたと、島根県の海士町を含めていろいろな成功事例を発表されたということで、本当に意義があったのでなからうかと思っております。それと、東京と神山の二元中継というのは、やはりこれからのやり方として、参考にしていくことが大事やなということをおもいました。東京には石破さんとか山口両大臣がきておったようで、徳島のアピールにもすごく役に立ったんじゃないかなと思っております。これからも徳島県地方創生本部を中心に、是非とも知事を中心に全員が一致団結して徳島のアピールと徳島のこれからの町づくりに取り組んでいく一つの参考になったのではないかなと思えます。しっかり頑張っていたいただきたいなと思えます。

次に、少子高齢化ということで、今までも言われておりましたけれども、子供をしっかり、多く増やすということが主眼でありますけれども、もう一つには移住というか、徳島県に移住してもらおうということも東京から、v s 東京だけでもないんですけれども、徳島へきてもらって、増やすまではなかなか難しいかも分かりませんが、徳島の人口を減さないような努力はこれから求められる一つでないのかなと思っております。

9月19日にまち・ひと・しごと創生本部で行われた会議によりますと、東京在住の1,200人の人に移住の意識調査をしたら、移住を予定、検討したいという人が4割ということで、その大きな問題点は何かといいますと、働き口が見つからないのでなかなか移住したくてもできにくいということでもあります。現に移住をすごく促進してる県がありまして、その実績で、これもアンケートなので、いろいろ取り方によって違う数字が出て正確ではないのかも分かりませんが、47都道府県の27府県の集計によりますと、2008年から2013年、6年間の累計で一番多いのは鳥取県で3,270人、島根県2,851人、長野県2,465人、富山1,677人、福井1,615人、岐阜1,492人、石川982人と続いておって、6年間ですからこのぐらいの人数、よっぽど頑張っておるなという思いがいたしました。そして、2013年度だけを見てみますと、鳥取が962人、岡山が714人、岐阜、島根、長野、高知、鹿児島、富山、福井と続いておりまして、約千人から三百人ぐらいということで、徳島はこの統計によりますと80人ということに出ておるようでございます。別のアンケートでも田舎のほうに移住して住みたいという人は若い人で約5割に上るとということで、東京で住む人の調査によりますと、50代男性の5割が地方に住んでみたいということになっておるようでございます。これも統計の仕方によってすごく変わってくると思えますけれども、少なくとも東京以外で住んでみたい。ただし、仕事があったらということの条件がありますけれども、そういう中で意識としたら東京以外で住むという気持ちが大分あるということで、その気持ちをできたらもっと取り入れてということができたらええなと思っております。

そして、もう一つの統計によりますと、東京在住の1,200人の意識調査で移住を予定、

検討したいという人が、これも4割ということで、特に10代から20代が47パーセントもおいでるということで、そのアンケートのただし書を見てもみると、働き口が見つからないというのが一番多い。あと、移住先の間人間関係がうまくいくかということとか、日常生活の利便性がいけるかどうかということの集計が出ておるようでございます。一番に仕事がなかったら移住したくてもできんということになっておるようでございますので、この仕事の不安というのを解消したら、徳島もだんだん増え過ぎて困るというようなこともあり得るのではなかろうかということをおもっております。せつかくこのような東京でも力を入れて、徳島でも東京事務所で窓口まで作って頑張っておりますので、徳島がもっともっと増えるような対策がこれから必要でないかいなということをおもっております。今申し上げましたように、移住先の、今まで住んでおった人とうまいこといけるというのが一つの条件になっておるようでございます。

そして、質問でございますけれども、徳島県はどのように移住を進めて徳島の人口を増やす対策をどのようにとっておるのか、改めてお聞かせいただけたらと思います。

新居地域創造課集落再生室長

移住の対策についてなんですが、どのような取組を行っているのかというような御質問であったと思います。県におきまして、移住等に関しては、これは外部から人材を受け入れるという意味のことでありまして、人口減少、少子高齢化が進んでいる過疎地域などにおきまして大変に重要な対策になると考えられます。それで、県におきましては、徳島への移住を考えている方々に移住交流の促進に向けての情報発信を行っております。具体的に申しますと、本庁や県外の3事務所におきまして窓口を設置することや、県のホームページを通じまして移住交流のポータルサイトを開設する、また、昨年度東京において移住交流フェアが開催されるときに、徳島県といったことで個別の相談ブースを開設しておると、また、移住交流に関するガイドブックを作成し、また、メールマガジンにおいて毎月情報発信するというような取組によりまして、徳島への移住に向けた情報発信に取り組んでおるところでございます。

具体的には、移住者の受入れということにつきましては、基礎自治体である市町村で取組を進めるといってもございますが、地域に合った人材、あるいは地域に必要な人材といったことなどでどのような方に新しい地域住民になっていただくかという受入れ側の都合ということと、生活の拠点を移すという大きな転機になるという移住者側の都合、そういった受入れ側と移住者側、これをそれぞれうまくマッチングするようなことで進めることが移住者を迎え入れ、長く定着することにつながると。また、地域住民の幸せにもつながってくるものだという移住の成功事例につながるのではないかと考えておるところでございます。

県内でも積極的に移住の受入れに取り組み、成功事例と言えるような実績を上げる地域がございまして、先ほども話に出ました神山町に関しては、NPO法人グリーンバレーが町から移住交流支援センターを受託しまして、移住交流に取り組んでおります。地方にとって必要な働き手や企業家を逆指名で呼び込むワークインレジデンスといった取組や、アートによる町づくり、空き家を活用した地域再生など、いろんな取組を通じて地域内外でも移住交流を促進することによって地域の活性化につながっております。また、美波町の伊

座利地区では、地元の小中学校の閉鎖の危機といったことをきっかけに取組を開始され、全住民で構成する伊座利の未来を考える推進協議会といったものを結成いたしまして、地区の活性化に取り組んで、移住漁村留学制度、あるいは一日漁村留学体験イベント、またコミュニティカフェのイザリ c a f e の運営によりまして、移住交流、人口の増加ということなどにつなげております。また、那賀町におきましては、もんでこい丹生谷運営委員会を平成20年に設立されまして、那賀町祭を町内や東京、大阪といった所で開催し、もんでこいミュージカルの上演などを行いまして、古里への思いを伝えてU I ターンの機会づくりを行っております。また、山村留学センター結遊館といった所で都会の子供たちを山村留学生として受け入れるとともに、里山ステイなどの体験交流イベントが開催されるといったところで取り組んでおるところであります。

こうした市町村や地域での移住交流の取組といったことを踏まえまして、県においても移住後の定着の支援に取り組んでおりまして、具体的には移住者への聞き取り形式でアンケート調査を行い、市町村の職員と共に訪問して、移住された方の生活ぶりや困りごと、御意見などをお伺いしておるところです。また、移住同士の交流や意見交換の場となる、とくしま移住者交流会議を開催いたしまして、移住者はもとより移住交流の支援者や支援団体、市町村や県の担当者も集まりまして、担当者のネットワークを構築、強化するとともに、移住者が互いに支援できるような体制づくりを進めるなど、移住から定住につながる取組を行っておるところであります。また、こうしたアンケートや交流会で頂いた意見などは、市町村とも情報共有いたしまして、フォローアップに生かすほかに、先ほど申しましたホームページやメールマガジンにも移住者インタビューを掲載いたしまして、徳島への移住を検討する方々への生活体験に根づいた移住者情報として情報発信にも活用させていただいているところでございます。地域の課題や地域の産業、文化、特色といったところは地域によって様々違うところもございまして、移住者として地域が求める人材や、定着しやすい人材も様々でございまして、県としては移住者と地域の意向がうまくマッチングされ、地域の特色を生かした移住の促進が図られるように、市町村や地域の移住支援団体と連携を進めてまいりたいと考えております。移住者の成功事例として限界集落対策を取りまとめたとくしま集落再生プロジェクトにも盛り込んで、徳島発のモデルとして情報発信に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

頑張るのを続けていただいて、消滅都市にならないように今後とも頑張っていたきたいなと思っております。知事もこれから移住も目玉の一つのようでございますので、理事者一丸となって頑張っていたきたいなと思っております。

ほかの参考事例ですけれども、島根県立の隠岐島前高校、松江からフェリーで3時間かかる本当に不便な島ですけれども、生徒数が2008年度89人から2014年度に156人に増えたということで、人口減少が自治体にとって非常に悩ましい一つですけれども、先ほどの発言とちょっと矛盾するんですけど、雇用優先でなく、海士町は人づくりを重視するというので、このように生徒数は増えた。子供の時から増やしていくということで、山内町長さんですけれども、教育の町、子育ての町ということで売り出して、人口も高校生と併せて増えているということで、小さい小さい町ですけれども、2年間で52人増えて

2,339人になっておるといふことで、内閣官房の地域活性化モデルケースにも選ばれておるといふことで、すばらしいいろいろな教育できる人をこの島に呼んでユニークな教育をするといふことで島外から高校生が増えておるといふことです。

話がころっと変わりますが、四国大学も、文理大学も、徳島大学も一緒ですけれども、県外から多く来ていただいております。私は家が文理の近くでありますので、文理大学の周辺っていつも女子大生がすごく多くて、卒業生といえばほとんどが女子学生といふ中で、街の活性化にすごい役立っておって、学生が入学して、そしてその間に徳島で結婚するといふ人が私の知り合いにも大分おまして、高校、大学も含めて教育を通じて人の増につなげていくといふのはすごく大事な一つの発想でないのかなと思っております。

それ以外でも沖縄県立久米島高校とか、兵庫県立村岡高校とかでは、地域資源を生かした独特のカリキュラムを作ったり、全国で学生を募集したり、自治体が塾の設置をするといふことで、さらにこれから高校生を増やして、将来には人を増やすといふことにつなげていくといふことの一つのモデルケースでないのかなと思っております。徳島は今、室長から話がありましたように、神山南、那賀町等々でいろいろと新しい取組をされておるといふでございます。やはりそれぞれの町で、その町の特性を生かした人づくり、町づくりといふのが将来は人の増に、定住人口にもつながってくるといふことで、昨日の徳島新聞ですけれども、世界に発信日本のふるさと徳島といふことで、見方によっては、あんな田舎といふ人は別ですけれども、すばらしいなといふことで神山とか、一面裏には棚田とか、祖谷とか、もちろん阿波踊りと開創1200年の八十八ヶ所、信仰を越えた眉山の文化資源の拠点とか、いろいろ徳島って本当にすばらしいものがいっぱいあります。ただし、住んでいる人がそれに余り気が付いていないといふところがいっぱいありますので、全国で地域の特性を生かした人づくりと移住、定住といふことに頑張っておるといふでございますので、徳島も是非そういうことを含めてこのようすばらしい徳島を更に人が増える町にしてほしいなといふことを要望して終わります。

岡田委員

三点ほど質問させてもらいたいと思います。一点目は、本会議でも質問させていただいたんですけども、避難所の運営についてといふことで、今年から避難所運営のマニュアル改定をするといふことで、今までは危機管理部の南海地震のほうだったんですが、保健福祉部のほうのほうのこともいになって、より県民目線で、また、避難される方に向けた福祉的な部分のサポートができるような取組でマニュアル改正をされるといふことです。本会議のほうでは是非その運営上のマニュアルを作った下で、人材を育成できるような取組をしてほしいといふことと、その中には女性目線を入れてほしいといふことと、そしてまたそれを勉強された方がちゃんとその避難所を緊急のときにも活用できるように認定制度をしてほしいといふ要望をさせていただきました。その旨で御答弁いただいているんですけども、今日はもう少しみ砕いて、実際に避難所運営、今回の台風でもかなり早い時期から避難勧告が出ておまして、やはり早い時期から避難勧告が出て皆さんが避難するといふ意識が高まれば、それだけ避難所においでる皆さんが増えるといふことです。その中でお話を聞いていますと、足が悪いからとか、小さい子供がいるからといふことで、その避難所に

来る方たちの目線というのは、家族に病人がいらっしゃるとか、避難が困難になってからでは避難できないという状況を抱えた方が早い段階から避難所に訪れるということが当然のことながら、それが避難所の運営、役割だと思っております。それで、避難所の運営の仕方には女性目線でということをお話したんですけども、赤ちゃんを抱えたお母さんが、子供を抱えながら避難所に行くときに、子供の備品を持って本当に行けるのかということになると、そこは不可能に近いと思いますし、今まで県のほうでは福祉避難所というのを設けますからそちらに行ってくださいというような対応はしてくださっているんですけど、お母さん方に聞きますと、近い所でないと行くことは不可能です。また、子供を一人だったらまだしも、二人子供を抱えたお母さんがミルクと水を持って、しかもおしめを持って避難所に行くということは、もう一人分の荷物を持って逃げていくということになるので非常にリスクを伴うし、それを抱えていくというと、お母さんの体力がもたなくなる。避難所にたどり着けないというような最悪のケースも考えられるわけなので、今回、避難所運営マニュアルの改定の年なんですけども、その部分を踏まえてどのような福祉目線で改定される予定があるのかどうかということをお伺いしたいと思うんですけども。

大塚地域福祉課長

災害時の避難におきましては、多種多様な方々が避難所に集まってくるということですので、こうした人々に配慮した避難所運営ができるように、平時から検討しておくことが必要であります。先般、岡田委員さんから代表質問で御提案があった女性の視点、それから、そういった子育てをしているお母さまがいらっしゃる、子供への配慮、そういった視点というのは避難所運営をしていく上で必要不可欠な視点であろうと考えております。特に東日本大震災以降、そういった重要性が増していると、このように認識しております。

この避難所運営につきましては、直接的には市町村がということになるんですけども、本会議の御答弁にもありましたように、そういった市町村による避難所運営のガイドラインであります徳島県避難所運営マニュアル作成指針、こちらを全面改定をするということを決めておまして、そこには御提案のあった女性の視点、それから、子供や乳幼児の配慮といったきめ細やかなそういった視点というのを新たに盛り込んだ、そういったものに変えていきたいと考えております。

岡田委員

具体的にはどのように改定する予定なのか、予定の段階かもしれませんが、どのように進められる予定ですか。

大塚地域福祉課長

今まで項目がありませんでした、そういった女性の視点ですね。それから、子供の配慮といった視点を考えておまして、例えば子供への配慮ということで、具体的に今検討しているものでどういった例があるかといいますと、例えば小学生未満の子供でしたら外での遊びとか、読み聞かせ、昼寝、おやつ、そういった普段の生活リズムを保てるような、場所の確保に努める。小学生以上につきましては、勉強する時間でありまして、遊ぶ時間等の時間割を作りまして生活リズムを整えるといったこと、また、中学生や高校生であ

りましたら、勉強や遊びだけでなく、避難所で子供たちがその役割を持つといったことや、自宅の復旧作業の手伝いをする。自分でできることを考えて行動できるように支援する、そういった考え方をマニュアルの中にも盛り込んでいきたいなど、そのように考えております。

岡田委員

ありがとうございます。具体的にと私が聞いていた話は、乳幼児を抱えたお母さん向けに、どのように、福祉避難所という部分で役割を果たしますというところが今度改定されて、全ての避難所に、例えば粉ミルクを置いておくとか、お湯を沸かせるように簡易なカセットコンロ等、今は多分避難所のほうは県が進めてくれているのがLPガスを設置して、災害に強いエネルギーとして活用しようということを進めてくださっているようなんですけど、ガスを使ってお湯が沸かせる仕組みがある施設があるので、また水も置いてあるので、お母さんたちは手ぶらできてくださいよという、ここは少子高齢化の委員会なので、少子化対策の中で最も重要なのは、子供さんをたくさん産んでくださいよとお母さん方に勧めておいて、実際避難するときには、子供を抱えていくときに、避難に必要な子供の分を全て抱えてきてくださいよというのは、本当に言っていることとしていることが真逆ではないかと思うんです。お母さん方に、やはり子育てを頑張ってくださいよという代わりに、行政は緊急事態の場合にはちゃんと整えてありますから、どこの避難所に行っても同じような環境で生活できますよという環境を整えてくれるというのがまず一番大事だと思っています。

そこで女性目線ということをお本会議でもお願いしていたんですけども、やはりその中であっては、おっしゃるように、中高生の子には役割を与えて、ちゃんとボランティアをするという意識であったり、自分たちの地域を自分たちで考えようよということは大事だと思いますし、小学生の子供たちにちゃんと勉強ができる、また、幼少の子たちにちゃんと遊び場を与えてくださるといのは、当然それも長期化する避難所の中では子供たちの精神衛生面の、また、学力の面の不安というのも解消できるので是非取り組んでもらいたい部分ではあるんですけども、それに併せて乳幼児を抱えたお母さん方に対して、ミルクを飲ませれる場所があるのかとか、乳幼児の子供になると、1週間お風呂に入れないという環境では子供の衛生上悪いので、赤ちゃんを抱えているお母さんたちには、少なくとも最初の日は無理でも次の日、3日目になったらちょっとのお湯でも行水できるよというような環境がどこでも整えられるよという、そこを目指してもらったら、徳島県、安心して住んでもらえるので、どうぞ皆さん、帰ってきてください、子供をたくさん産んでくださいという受入れができやすい県になるというのそこがポイントだと思うんですね。

当然、平常時にも子供たちに対しての救援といいますか、対応というのは大事やと思うけど、緊急時に対しても徳島県はそこまで考えてやっていますよということは本当に徳島に住もうかと思っている方たちにとって、南海トラフは30年に70パーセントは起こると言われているんやから、小さい子供を抱えている方にとったら、徳島に住むというリスクはかなりあるわけですね。でも、そのリスクがあっても徳島に住んでもらって子育てしてもらっている中には、やはり緊急時にはちゃんと助けてもらえる場所があるんだよという確保というか、担保というのがあるということは、住んでもらえるのの一つの安全、安心して

住んでくださいよという糧になると思うんですけども、いかがでしょうか。

大塚地域福祉課長

その避難所で快適避難所ということを目指した形をこれからいろんな面に取り組んでいくということですが、その子育て中の家庭の方が避難をなさるといふ際に必要となります、例えば紙おむつ、ほ乳瓶、粉ミルク、お湯、ミネラルウォーター、衛生用品、そういったものを避難所に事前に要望、意見を取り入れて備え付けておくといったことも重要かと思えますし、また、妊産婦等の方が休養できるスペースでありますとか、授乳できるスペース、そういった場所の確保、設置といったことで妊産婦、また乳幼児の方のプライバシーを確保すると。そういったことも重要な視点かと思われます。100パーセントできればいいんですが、そういった標準的な配慮といったものをマニュアルの中にも盛り込んで、どこの市町村、どこの地域でもそういった環境が確保できるような、そういったものにできていければいいのかなと考えております。

岡田委員

是非取り組んでいただきたいと思えます。それと、避難、台風とかのように短期間の場合と、地震の後の長期化という場合で避難所の運営は全然変わってくると思えますので、それは災害に応じた避難所運営のマニュアルというのも作っていただく必要があろうかと思えますし、また、長期化する場合には、やはり避難所の中で体調が悪くならないような仕組みづくりというのは是非検討してもらって、それでその方たちの避難所リーダーを育成してくださいということも要望させてもらったんですけども、やはり東日本の被害に遭われて避難所でおられる方たちのお話の本を読まさせてもらってたんですけど、その中にはリーダーになる方の判断一つで快適になる部分と、避難所が苦痛になって家に帰ったんですよというような体験談のお話の載ってた本だったんですけども、リーダーによってもすごく環境が変わってくるという部分が書かれてありましたし、神戸の地震の時から女性に対してはいろんな部分があって、本当に緊急時だからこそ出てこない話であって、平常時ならば大問題ですよというようにも書かれてありましたので、やはり緊急時の、まずは命を救うということが大事なので、そこはポイントとしては命を救う。でも、赤ちゃんの命を救うのは粉ミルクがなかったら救えないので、粉ミルクを飲める環境を整えるというのがまず一番だと思えますし、長期化すれば長期化するなりのそれぞれの生活、おっしゃっていただいたように子供たちの平常心を整えるような環境づくりというのも大事になってこようと思えますので、ものすごい幅広いところでの取組になってくるのは分かるんですけども、南海トラフが起こると言われている徳島県の中にあって、県民の皆さんにその後の対応策という、まずは自助で備えてくださいねというところなんですけど、その備えた次の避難所という所での生活という部分を想定してもらうためにも、是非それぞれの子供たちに対しても、高齢者の方に対しても、女性に対しても、男性に対しても、またそこから仕事に行く方に対しても適応できたような避難所マニュアルになるような取組の改定を期待しておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、本会議のほうの質問の中で自殺者の数というのが、徳島県の中で、西部のほうで増えているというような答弁があったんですけども、実際どれぐらいの率で増えているの

かということについてお伺いしたいんですけども。

藤本長寿保険課長

自殺者の人数ということでございますが、県全体におきましては、暦年でございますけれども平成25年は183人ということになっておりまして、平成24年と比べますと18人増えているところでございます。西部地区で申し上げますと、全体で平成24年が23人でありましたところ、平成25年におきましては31名というような状況で、こちらも増えているという状況になっております。

岡田委員

実際、従来徳島県で自殺する方が増えているというか、30代の働き盛りの方だったり、また若い年齢の方がというようなお話があったんですけども、今回、西部のほうで増えているという、18名が前年に比べて増えているということなんですけども、その分析というのを実際されていますか。

藤本長寿保険課長

県全体を通してもそうでありまして、この自殺者が増えているという中で、その要因分析といたしましては、高齢者の方が増えていると分析をしております。

岡田委員

実際に高齢者の方が増加傾向にあるということであるんですが、その高齢者の方が亡くなる理由というのはやはり生活困難だったり、病気だったりというような部分なんでしょうか。それともその理由の分析といいますか、高齢者の方が住みにくい社会になっているというような傾向にあると分析されているんでしょうか。そのあたりはどうでしょうか。

藤本長寿保険課長

自殺の原因ということですけども、なかなかその原因につきましては自殺した方の半分近くが原因不明ということになっておりまして、ある程度分かっている部分で申し上げますと、やはり一番多いのは健康問題を苦にされているという方が多いんですけども、ただ単に健康問題だけじゃなくて経済的な問題とか、家庭の問題とか、自殺をされる原因というのはいろんな原因が複雑に絡み合っていると考えておりますので、なかなか具体的に特定することは困難なのかなと考えております。

岡田委員

3年前ぐらいに会派で静岡県に自殺予防で、働き盛りのお父さんに対して娘さんが、お父さん眠れてますかというキャッチフレーズで自殺予防を図ったところ、その娘さんの世代の方たちの呼び掛けに対して大分自殺率が減ったというような取組もされていたのを視察させていただきました。やはり原因がなかなか特定できなければ、どういう原因で、それに対してどうケアをしていって自殺予防ができるかという取組を調べていくというのは非

常に難しい、困難なのかなと思うんですけど、高齢者の方の場合、特に健康であったり、経済的な部分であったりという、分からないけども取り組んでいける部分というのがあると思うので、一つずつ解消していくことによってその方の最後まで命を全うしていただけるような取組が可能かと思えますし、また、西部圏域になりますと病院から遠いとか、いろいろな健康不安とかでなかなか地域連携で見守りができないという部分もあろうかと思うんですけども、そのあたりはやっぱり民生委員さんとかの連携とか、地域の包括センターさんとかの連携というようなのは既に取組はされているんですね。

藤本長寿保険課長

地域の連携というのは非常に大事かと思いますので、その地域の見守り体制の充実ということで、今、お話もありましたように、民生委員さんですとか、あと、老人クラブで各家庭に直接訪問する友愛訪問員の方もいらっしゃいますので、そういう方々の活動の充実を図るとともに、いろいろ普段の業務の中で各家庭を回られることの多い企業さんか団体さん、それらの方々と見守り協定を締結いたしまして、何かあれば声を掛けていただくという取組もしておるところであります。

さらに今年度におきましては、その友愛訪問員を対象に、いろいろ相談の仕方ですとか、自殺の原因の状況ですとか、そのあたりの研修会も実施をいたしておりますし、さらにはそのひとり暮らしの高齢者の方のニーズを的確に把握するため、心や体の健康に関する意識調査にも着手いたしまして、年度末までにはそれを取りまとめるという予定にしております。

岡田委員

多分話し相手になってくださる方がいらっしゃらない方というのもいらっしゃると思うので、是非、老人クラブの友愛訪問さんであったり、民生委員さんだったり、また、配達に行かれるそれぞれの方が見守り隊ということで見守ってくださるというシステムは非常にいいと思うんですけど、ただそのときに、見守り隊に行って、ちょっと病院で相談したほうがいいよという、例えば心療内科さんに紹介したほうがいいよとか、ちょっと認知症の検定を受けてもらったほうがいいよというときに、実際この連絡先というのは、訪問されている方たちにもお知らせされていますか。

実は鳴門でも老人クラブの方がいろいろ独居老人の所に行かれてお話しされるんですけども、ちょっと気が付いたことがあるんですけど、その結果をどこに報告したらいいのかというのが分からないというような状態にもなっているようなので、取組をされている方たちが気が付かれたことを医療機関にどうつないでいくのか、また、その地域の行政にどう伝えていくのかというところのネットワークづくりの中で、どこに知らせればいいですよという知らせる場所を地区地区で決めていただいて、そのデータを返していく場所をお知らせいただければいいかと思うんですけど、その状況はいかがでしょうか。

藤本長寿保険課長

今、民生委員さんとか友愛訪問員さん、いろいろ各家庭を訪問していただいておりますけれども、その際には、医療機関までということとはできてないかと思いますが、行政の窓

口といたしまして、高齢者の総合的な相談の窓口になります地域包括支援センターの連絡先等々につきましては、各家庭を訪問される方にはお知らせをしておりますので、そういうような所で一人暮らしの高齢者等々からお話があればそういうような連絡先をお伝えをいただいているかと思っております。

岡田委員

是非そのネットワークづくりというのを、結局、調べるといえるか、日常の中で高齢者の方と関わってもらっている方たちのほうが、あらっと思ったときに、そのあらっと思った情報を速やかにフィードバックしてもらえれば、ただ行ってらって健康かどうか見てもらってますよというだけじゃなくて、やはりその時に気が付いたことを情報として得られる仕組みづくりをしてもらったら、もう一つ早い段階で気が付けば、今まで言っていたように認知症であっても早期発見で、早期治療で軽度で済むという場合もありますし、自殺する方だって、結局は早めにカウンセリングを受けて、そこまで追い込まない状況で手当をすればそれなりの処置ができて自殺を思いとどまれるというようなことも言われてますので、やはり早い段階で入った情報は早い段階で対応できるような仕組みづくりをしていただきまして、地域の医療関係者との共有であったり、また、地域の皆さんとの連携であったり、また、市町村との連携というのを図れるような体制づくりをしていただけるようお願いしたいと思うんですけど、いかがですか。

藤本長寿保険課長

正しく委員のおっしゃるとおりかと思っておりますので、先ほど申し上げました自殺予防の研修会等々におきましては、自殺の前兆的なことはこういう場合にちょっと危険だというような、そのあたりの気付きのようなことも研修の中には入れたりしておりますので、早期発見に努めまして、さらにその状況を関係機関にフィードバックしていただいて、情報共有をして迅速に対応ができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

岡田委員

是非お願いしたいと思います。やっぱり何よりも大事な命ですので、その命を守っていけるような体制づくりを地域で育てていけるようお願いしたいと思います。

もう一つ、県立学校の、高校の跡地活用なんですけども、実は鳴門も平成27年4月から鳴門渦潮高校が大津キャンパスのほうに統合されるということで、撫養キャンパスはどうなるんですかと問合せをしたら、運動場は使えますよというお話だったんですけども、校舎が大津キャンパスに移る理由としては、撫養キャンパスのほうで耐震ができてないから移りますよということだったので、その後、耐震ができていない校舎をどうするのかなというところはあるんですけど、運動場は使うということなので、県の管理下にあるということで情報を頂いたんですけども、実際、徳島県の中で、高校、かなり統廃合されてきましたので、その後の高校の跡地利用というのをどのように考えられていますか。

酒巻教育戦略課長

今、委員のほうから、鳴門渦潮高校の例を頂きまして、県内の高校跡地の利用状況とい

うか、考え方をまず御質問いただいております。県立学校におけます再編統合によりまして使われなくなりました学校施設につきましては、もちろんその後も教育活動に使えるものは使わせていただいておりますし、あるいは地元自治体のほうへの貸付物件というような形でも利用させていただいております。主な例を申し上げさせてもらいますと、つるぎ高校におきましては、旧美馬商業高校の旧校舎の本館につきましては池田支援学校の美馬分校、また、旧研修会館につきましては発達障害者支援のためのハナミズキ・西部サテライトオフィスとして活用させていただいております。また、科学技術高校に統合されました旧水産高校の実習棟につきましては、科学技術高校の日和佐マリンキャンパスとして水産海洋実習に引き続き使用させていただいているというような事例もございます。あと幾つかございますけれども、まずは2例ほど紹介させていただきました。このように、再編統合によりまして使われなくなりました学校施設につきましては、今後とも地元自治体でございますとか、関係機関との連携を密にいたしまして有効な利活用を図るとともに、教育委員会として日常の適切な維持管理に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

岡田委員

具体的に活用されている校舎もあるということで、今、事例を頂いたんですけども、ただ、実際に撫養キャンパスの話をさせてもらいますと、校舎を使わなくなるということは、県が管理してくれるといっても、あの校舎の部分が、夜がきたら真っ暗なんですよね。子供たちは運動場を使ってというような、今もソフトボールだったり、いろいろ使われていますし、もう一つは、校舎を挟んで反対側にある弓道場は使われるという話だったんですけど、実際その校舎の部分というのは子供たちがいなくなれば劣化していくのは早いんです。そうなってくると、1年目、2年目というのは手入れしなくなりますね。ただ、今既に撫養校舎につきましては、壊れた所は直してくれないと子供たちに言われて、どんどん使用禁止という張り紙がされていっているんですよというのを、在校生の方たちが訴えられていたんですけども、その状況の中にあってそれから推し量るには、来年、4月以降は校舎を閉めてしまったら入ることができなくなればゴーストタウンになっていくのかなという部分がありまして、やはり活用する目的がないならば、早めに取り壊すなりの処置をされるなり、対応策というのを考えていただかないと、しかも、逆に耐震補強をして地域の方が使ってくださいよと言うんだったら、それは初めに言った目的が、耐震補強ができてないから大津キャンパスに新しい校舎を造りますよという話だったので、また元の想定が変わってくるわけですよ。ということは、やはり地元の方も、子供たちがおるからこそ学校として機能してるし、運動場を使ってくれるということで子供たちの出入りがあるので、それなりの維持管理は県がしてくれるというのは思っているんですけども、やはり統廃合されていったら置いてけぼりになっているほうの側の住民にとっては、その学校というのは非常にどうなるのかというのは不安やし、逆に言うならば、更地にしてくれるならば更地にしてもらったら、今なら地域によっては避難所になったり、それぞれの公園として活用するという事で地域の方たちがまた集まれる場所になっていくという可能性もあるし、また、土地に根差した学校だったら、それぞれの皆さん、地域に思い入れがあるので、その活用についてまたみんなで考えましようよというような、前進することも可

能やし、もう一つ言うならば、徳島県は今、小中学校の廃校率というのは多分日本一高かったんで、使っていない校舎というのは多分文科省か何かのランキングを見ると、徳島県はかなり高い位置に、休校されている学校の数というのは多いし、その利活用がされていない率というのも多分徳島県は高かったと思うんです。それで、企業さんとのマッチングというような文科省のサイトもありますよね。そういうところで、県立学校も企業さんの、今、おっしゃったような活用方法として企業さんともタイアップをして、そこを使ってもらうような取組というのを真剣に考えられているんだったら、どこそこの企業さんとマッチングを考えていますよというところがあるのかどうなのかということ、住民の方が安心できるような跡地管理というのが本当にできるのかということを確認したかったですけども。

酒巻教育戦略課長

岡田委員のほうから鳴門渦潮高校の跡地となります撫養キャンパスのことについての考え方と、その利活用の方法というようなことを御質問いただいております。もう一度ちょっと整理させていただきますと、平成24年4月に鳴門渦潮高校は高校として開校いたしております。キャンパスは、基本的には旧鳴門市立鳴門工業高校、今の大津キャンパスのほうに統合します。ただ、その耐震化の改築工事が完成しますのが本年度末でございますので、24、25、26の3年間につきましては大津キャンパスと撫養キャンパスというような形で両方使うという方向で地元とも御協議させていただき、その方向で入学募集案内も行きという形でさせていただきました。その期間中に、本年2月に鳴門渦潮高校スポーツ科学科の専攻実技科目を女子ラグビーも含めて八つにすることを私ども決めさせていただいた中で、その女子ラグビーの運動場等々につきましては、今の撫養キャンパスを有効活用していきたいということから、先ほど岡田委員のほうからの御質問の中にもございました撫養キャンパスのグラウンドの活用、また、弓道場及びテニスコートも活用していくというような形でいかさせていただければなと思っております。教育戦略課としましては、再編統合の担当課でございますし、施設整備の担当課でもございます。また、県の中には財産を管理している部局もございまして、情報連携を図り、今後、情報連携をするとともに情報発信もして、利活用に努めていきたいと考えております。

また、民間企業との連携というお話がございました。これ、鳴門渦潮の例ではないんですけども、別の高校の跡地に関しましては、私どもも情報発信していく中で企業さんのほうから引き合いがあったり、お話があったりしたような場合には、私ども、現在の現状の図面、あるいは今までの経緯、あるいは使える広さ、管理の状況を用意しまして企業さんと折衝したりもしております。これは、実は企業様のニーズに合わなかったというようなこともございましてそのままという形になったんですけども、そういうような形で様々なツールを使いながら、今後とも跡地利用につきましては各学校の状況に合わせて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

岡田委員

是非地域地域に合った取組で、実際、学校が地元の人にとっては学校というのはその地区のにぎわいの核だった部分があるので、その学校がなくなるというのはその町が、よく

言うのは火が消える。特に小学校の方とかおっしゃるんですけど、高校もしかりであって、千人単位で高校の場合は在校生がいた時代がありますので、その時代を知っている方たちは、やはり地域の経済にも影響してくるといふことで、学校、高校の前にあった商店すらも休校、廃校、統合することによって、パン屋さんであったり、文房具屋さんであったりというのが、地域密着、学校密着できてた街というのが、その学校がなくなることによって消滅してしまうわけですね。その中で皆さん、地域の思い入れもあるし、地域の核となった部分が消えるといふことは非常に地元の方にとっては関心もありますし、子供がいてることには子供たち元気やなといふ話で、高齢者の方たちも見守ってくれてた部分もありますし、また、あそこの学校へ行きたいよねと小さい子供たちはそれなりに見てたと思うんですけども、それがなくなるといふことは非常に大きな火が消えることであるし、逆に、その消えたままそこにあるといふことを日に日に見ないかん近所の人たちにとっては非常に苦痛である。苦痛といふかどうかわかりませんが、非常に物寂しいと。あれだけみんなが使うてくれてにぎわっていた所が真っ暗になっているといふのが非常に痛いんよといふようなお話も伺いますので、是非的確な判断を、急いで^せは事をし損じるといふので、急いでくださいといふので急いで急いでばかり言うのはそれが目的ではないんですけど、やはりある程度のめどが立つなり、方向性を決めていただいて地域住民の皆さん、また、卒業生の皆さんに説明していただくといふことは的確にさせていただいて、定期的に今、どう使いますよ、どうしますよといふような判断をできれば早めに県、学校のほうから発信していただければなと思ひます。でないと、撫養キャンパスの人たちも、地域に住んでいる方は、それこそ撫養の女学校の時代からあそこの場所にあるわけですので、鳴門の歴史と共に歩んできた学校であるがために、皆さんの思い入れといふのは非常に多いですし、卒業生の方はものすごく多い数が卒業されていますので、特に卒業生の方が一番心配されているといふことを県のほうも是非覚えておいてほしいんですね。でないと、撫養といふ名前がなくなったことだけでも皆さんショックを受けているんですけど、その中にまた商業に変わって、これで4回目かな、名前が変わっているといふところの思いといふのがあって、それを受け入れて今の鳴門渦潮高校に思いを寄せてくださっているといふ先輩方の思いを考えますと、校舎はあるんだけど、その後どうするんだといふところが見えてこないといふのは非常に不安を抱かれていますので、うまく活用するなり、手入れをして使えるなりといふ、その方向性といふのは決まる段階で相談する、相談するとまたあれなのかもしれませんが、どう子供たちに対して活用していきますよといふ部分の情報発信をできるだけ早くしていただければなと思ひます。でないと、今の状況では平成27年から大津に行くけどといふことだけは皆さん情報として入っているんだけど、その後、撫養キャンパスをどうするんよといふところの情報が全然地域の方たちは知らなかったようですので、是非そのあたりは地域の方の、学校と地域は一体だといふことを再認識していただいて、地域の方に見守ってもらった分、今までの恩返しじゃないですけど、地域の方と共に今後の在り方も是非考えていただければなと思ひますので、そのあたり、取組をよろしくお願ひしたいと思ひますけどいかがでしょうか。

酒巻教育戦略課長

鳴門渦潮高校撫養キャンパスのことにつきまして、地元の意見を踏まえてといふような

御意見を賜ったと考えております。私ども、先ほど答弁の中で漏れておりましたけれども、もちろん地元の御意見というのは学校のほうにダイレクトに伝わってきているという形で考えておまして、この撫養キャンパスのスポーツ専攻種目の拡大によるグラウンドの利用等々につきましては、学校のほうと協議を重ねた上で行ってきておるところでございますし、学校のほうにはPTAの方、あるいはOBの方などからの声も随分届いているという形で伺っております。今後とも引き続き様々な御地元の意見を踏まえながら考えてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

寺井委員長

今、岡田委員の質問といいますか、関連でございますけれども、今の話は高校が使う場所が変わるという話だったんだけど、そうでなくて、私どももすぐ近くに阿波農業高校があるわけですし、その施設を地域の人たちが是非貸してほしいというような話もあるんですよね。この場合には有料だという話なんですけど、今、岡田先生が言われたように、学校の歩みというのは地域と一体となって歩んできた中で、地域にお返しをするような意味で、例えば運動場、老人会がゲートボール場に使いたいというようなのは、掃除も含めて雑草を抜いたり環境も整えてくれるというのであれば、ただで貸してあげたらどうなのかなと思うんですけど、前に聞いた話は、たしか有料と聞いてるんですけど、今後もそういう方向で行くんですか。

酒巻教育戦略課長

今、委員長のほうから御質問がございました現在の吉野川高校、鴨島商業高校と阿波農業高校の再編統合によりできました阿波農業高校跡地の利活用のことに関してかと思えます。現在はどうのような利用状況かと申しますと、実習農場、そして実習教室が3棟あるんですけど、そこは授業のほうで使わせていただいている。また、土成農場としまして、南岸の吉野川高校からバスを出しまして利用させていただいていると。今、御質問がありました旧の運動場が空いている状態になっておりまして、確かに地元公共団体等のスポーツ大会、イベント会場、駐車場としての貸付けの事例はあるというのは知っているんですけど、所管課ではないものでして貸付けの実態のところまでデータを持ってございませんでして、今分かりますのは、貸付けの実態はありますと。御質問の趣旨は有料というような形であったかと思うんですけど、そこにつきましては、また確認させていただければと思っております。

寺井委員長

それで結構ですので、是非、できたら無料で地域の人たちに、また再度言いますけれども、地域と一体となってきた学校ですので、そのお返しの意味でも、運動場が空いているんだったら貸してあげていただければ非常に有り難いなと思えます。ありがとうございます。

達田委員

それでは、子供と高齢者のことについてお尋ねをしたいんですけれども、子供の問題で

は、来年の4月から実施される新制度なんですけれども、4月といいますとほとんど時間もないというような状況になってきておりますが、この新制度では多様な保育を選択できるということではあるんです。新制度では保育の事業に対する公費の投入の仕方が給付という形に変えて、保育の提供の仕方を区分するという事なんです。保育所、幼稚園、認定こども園、この認定こども園も四つの種類があるということなんです。

それから二つ目は、地域型保育給付ということで、家庭的保育とか小規模保育とか事業所内保育、居宅訪問型保育とか、いろいろありますよということなんですけれども、形はいろいろあるんですけども、じゃ、選べるのかと。実際に保護者が子供さんを預けるときに多様な保育を選択できますよといいますが、実際に選べるのかということが言われております。その点、保育の分類が多くなっても、保育所とか幼稚園がどんどん増えたというわけでもなく、特に徳島県の実情を見ますと、その地域内、小学校区内に保育所だけしかない、あるいは幼稚園だけしかない、そういう所もあるのに、じゃ、どうやって選べるんだという声も出ておりますけれども、県内一円で多様な保育が選択できるようになるのかどうかという点でお伺いいたします。

竹岡こども未来・青少年課長

幼児期の学校教育や保育、また、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めてまいります子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格施行される予定となっております。今、委員のほうから御紹介がございましたように、新制度におきましては、小学校の就学前の施設といたしまして、幼稚園と保育所に加えまして、両方のよさを併せ持つ認定こども園を普及することとしております。また、新たに少人数の子供を保育するような小規模保育でありますとか、事業所内保育などが創設されることになっておりまして、待機児童の多い都市部や、また、子供が減ってきております地域、双方で市町村の実情に応じ、身近な保育の場が確保される予定となっております。また、新制度では、共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する制度となっております。例えば、急な用事や短期のパートタイム就労など、様々なニーズに合わせて利用ができます一時預かりの事業でありますとか、また身近な所で子育て相談などが受けられます地域子育て支援拠点などの事業が増えるというような形になっておりまして、地域の様々な子育て支援が充実される予定となっております。現在、市町村が実施主体となっておりますことから、地域の子育て家庭の様々な保育ニーズを把握した上で、平成31年度までの5年間でニーズに対応した各保育サービスの提供体制というのを計画的に整備していくということで、今、具体的な施策の内容について詰めておられるところでございます。県としては、市町村の支援などを通じまして、子育て家庭の皆様が多様な保育サービスを選択していただけるように支援してまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

今、市町村がいろいろなニーズを把握をされている途中だということなんですけれども、それにしましても、来年4月から新制度に移行するという事から見ますと、保護者の皆さんにとったらどんなふうになるんだろうか。子供を今ずっと預けよるんやけども、そこでいけるんだろうかという不安もあるわけなんですよね。

実は先日、子供さんを幼稚園にやっているという方から、来年幼稚園がなくなると聞いたんですけど、本当ですかというようなお話がありまして、非常に誤解をされて、私立とか、公立とか、いろんな保育園をごっちゃに考えて、新制度では幼稚園がなくなってしまうんじゃないかというような、受け止め方をされている方もいらっしゃるって、情報がきちんと伝わっていないなという思いがいたしました。

それで、今、私立幼稚園のうち、新制度に入る幼稚園がどれぐらいあるのか。現行のまま存続するのがどれぐらいあるのか。県のホームページを見ますと、私立では12園ぐらい、公立の場合は141園あるんですが、その幼稚園がどういう形になるのかという点、それから、今、保育所ですと、認可外保育をやっている所が幾つかございます。認可外保育施設で新制度の施設に移行する分がどれぐらいあるのか、分かっておりましたらお知らせいただきたいと思えます。

竹岡こども未来・青少年課長

ただいま二つ、質問を頂きました。まず、幼稚園のうち、新制度に入る予定の施設についての御質問でございます。新制度におきましては、私立の幼稚園を運営されている皆様でございますが、新制度に入る場合に市町村の確認というような手続を経る必要がございます。特に私立の幼稚園の場合は、例えば新制度に移行せずに現行のまま私学の助成や就園奨励費補助を受ける幼稚園として存続するというを選択する場合もございまして、こういう場合には新制度施行前に市町村のほうに申出をしていただくこととなっております。現在、各市町村においては確認等の手続をこれから行う予定とお聞きしておりまして、現時点において具体的な施設数、移行の施設数等について把握できていない状況でございます。ただ、去る7月に県内の私立の幼稚園11園に対しまして新制度への移行に関する調査を実施しているところでございます。この調査結果によりますと、新制度への移行を予定しておる園が6園、これは平成27年度から移行するものと、まだその後、平成28年以降に移行を考えているという園も入っております。それから、状況を見て判断するという事で、まだ新制度への移行、若しくはそうじゃないということ判断されていない所が4園と。それから、新制度への移行をしないと考えられている園が1園あるという結果でございます。なお、これについては7月の意向調査ということでございまして、今後、公定価格等もございまして検討中、また、対応方針が変更になるという可能性もあるものがございますので、決まったものではないと御理解いただけたらと思っております。県としましては、迅速な情報提供や的確な相談対応に努めてまいりたいと考えておりまして、各園における新制度への移行について支援してまいりたいと考えているところでございます。

それから、二つ目の認可外保育施設の中で新制度の中の施設、事業をするものがあるかというような御質問がございました。認可外保育施設の中には、新制度の本格施行に併せまして認可保育所への移行を考えられている場合、また、小規模保育や家庭的保育など、新たに市町村の認可事業となります地域型保育、こういうような事業の実施について検討されている施設もあろうかと思えます。そういうような施設もあるというようなことで市町村からは伺っているところではございますが、これらの事業につきましても、先ほど幼稚園の説明で申し上げましたとおり、市町村において認可基準を定めた上で移行への認可

手続が必要となってまいります。また、確認の作業というのも出てまいりますので、現時点におきましては検討の状況にもばらつきがあるということで、具体的な施設数についてはお答えできるものではないという状況でございます。

達田委員

まだ確定的ではないこの時期で、私立幼稚園のうち半数が新制度に移行するかもしれないという状況だということで、決まっているわけではないわけですね。こういう中で、やっぱり保護者にとってどの保育所、あるいは幼稚園を選べばいいのかというのが大きな関心事になっているわけなんですけれども、保育の必要量の認定というのが必要になってきますよね。子供さんが保育が必要なかどうか、時間で言いますとどれぐらい必要なのか、8時間でいいのか、それとも8時間より以上、11時間までの保育が必要なのかということで認定をされて、この必要量の認定によって子供の保育時間が決まってくるということで、保護者の就労によって変わってくるわけなんですけれども、そういう認定を受けるということもかなり作業としては手間が掛かりますよね。ですので、少なくとも年末までにはちゃんと形を決めて、保護者の方がどこの保育所、あるいは幼稚園を選ぶということがちゃんとできるようにしていかなければならないと思いますけれども、時間的に保護者に対して情報がきちんと行き渡るのか、この保育所がこうなりますよ、幼稚園はこうなりますよというように、少なくとも幼稚園がなくなるのとちゃうかという誤解は、これは解かないかと思うんですよね。ですから、保護者にちゃんと情報が行き渡るのかということと、それぞれの認定に応じた施設数が足りるのかどうか。先ほどもお伺いいたしますと、全ての子育て家庭の支援ができるような施設になるということですから、今までは、保育所は保育に欠ける子供ということでしたが、保育に欠けるというよりも、やっぱり子育て家庭の支援という形で支援保育ができるようになるかどうかというのもあるわけですから、やっぱり施設数、あるいは定員というのがもっと多くならなければできないことではないかと思うんですけれども、認定に応じた施設数が今の現状を見て、来年からちゃんとやっていけるのかどうか。その点、お答えください。

竹岡こども未来・青少年課長

新制度におきます保育の必要量の認定等について、利用者に対する周知の時期とか、あと、必要な量が確保できるのかという御質問かと思えます。新制度におきましては、教育とか保育の必要性に応じました支給認定を利用者の方に受けていただくというようなこととなっております。これは、幼稚園、保育所、両方必要になってきておりまして、この支給認定のほうでは、子供の年齢や教育や保育の必要性に応じまして、1号認定、2号認定、3号認定という三つの区分で認定を受けていただくこととなっております。3歳以上で幼稚園等での教育を受ける子供が1号認定でございます。2号認定は、3歳以上で保育所等での保育を受ける。保育に欠ける、これまでそういうことで保育所に入られていた子供さんについては2号認定となってまいります。3号認定につきましては、3歳未満で保育所等での保育を受ける子供ということで、さらにこの2号とか3号、この二つの認定を受ける場合には、委員のお話にもありましたように、保育の必要量として保育標準時間、また、保育短時間ということで、必要量の認定をさらに区分を二つに分けて認定を受けていただ

くような形になっております。フルタイム就労を想定しました、最長11時間利用可能となっておりますが、その保育を必要とする方については保育標準時間の区分で、また、パートタイム就労を想定しました最長8時間の時間については保育短時間認定ということで、いずれかの区分の認定を受けていただくことになっております。しかしながら、11時間、8時間を超えましても延長保育ということで利用することは可能となっております。これらの認定の作業につきましては、各市町村におきまして住民の方々への周知を今後行う予定と聞いております。早い所では今月から来月、幼稚園につきましては大体10月、11月に来年度の申請が行われる、また、保育所についても年末には保育の申請が行われるようになると思いますので、それに向けた周知、啓発について市町村において現在計画されているところと聞いております。また、利用者に対する周知、広報について、県におきましてもホームページなどを利用して広報を行う予定としておりますが、委員の御意見にもございましたように、早期に利用者に対して周知、広報できるように市町村に対しても働きかけてまいりたいと考えております。

達田委員

是非周知徹底して、また、早急に行っていただけるようにお願いしたいと思っております。

それからもう一点は、保育をする側の保育者の処遇につきまして、非常に保育者、長時間保育とか、あるいはハンディを持つ子供さんの保育とか、いろんな困難を抱えた子供さんを見ているわけですね。丁寧な対応が求められているということで、保育者にとりましては、今までより高度な保育が求められているということで、どんどんとそういう時代になってきているわけですが、専門性が高い仕事であるにもかかわらず、保育士の処遇は社会的に見て低いということで、なかなか仕事が定着しないということで言われております。そういう点で、新制度になった場合に、保育者の処遇というのは向上するのでしょうか。

竹岡こども未来・青少年課長

保育士、また保育者の処遇について、今後新制度に向けて改善されるのかというような御質問でございます。新制度への移行を控えまして、現在、県内における保育環境、質、量ともに拡充していくためには保育士の確保が正に喫緊の課題であると認識しているところでございまして、そのため昨年度から国の補助事業を活用いたしました私立保育所に対する保育士等の給与水準の改善にも取り組んできたところでございます。これによりまして、平均で月額一万円弱の改善が図られているという状況でございますが、委員おっしゃるとおり、ほかの職種に比べますと、今なお低い水準でございまして、更なる改善が必要と考えております。新制度におきましては、この保育士の給与水準については、目標として5パーセントの改善が求められているところでございますが、当面、3パーセント分の改善を行うということで今後消費増税増収分を7,000億円充てることとなっておりますが、その中で3パーセント分の改善をすることとされております。また、職員配置につきましても、現在、3歳児の職員配置を20人に一人から15人に一人と改善することが決められているところでございますが、さらに1歳児の6人に一人を5人に一人とか、また、4、5歳児についても、現在30人に一人というような保育士の配置を25人に一人という考え方も

ございますが、この部分については、まだ財源も含め実施時期が不透明なような形となっております。今後、県といたしましては、これらの改善が着実に行われるよう、あらゆる機会を通じて、全国知事会などでも同じように要望されているところでございますが、さらなる処遇改善について、引き続き国にも働き掛けてまいりたいと考えております。

寺井委員長

午食のため、休憩をいたします。(12時00分)

寺井委員長

それでは、再開をいたします。(13時04分)

達田委員

先ほど、途中で終わってしまったんですけども、子供を見る保育者の処遇改善という点なんですけれども、非常にほかの職に比べてまだまだ処遇が十分に満たされていないということで、賃金構造の基本統計調査、平成25年なんですけれども、これを見ますと、保育者というのは所定内給与が20万7,000円ぐらいということで、全労働者の平均が29万6,000円ということですので、非常にまだ開きがございますね。それと、もう一つ見ておかなければいけないのは、勤続年数の違いなんです。平均勤続年数が、保育者の場合は7.6年ですが、全労働者の平均が11.9年ということで、本当に長続きがしていないという状況がこれで読み取れるんですけども、少なくともやっぱり働きやすい職場で、そして、ずっと保育者がこの職場で頑張っていたとということなしには、幾ら保育の充実だとか、あるいは保育の担い手だとか言いまして、なかなか環境が整えられないわけですので、是非とも保育者の処遇について向上するように頑張っていたいただきたいと思うんです。

それで、もう一点、今の制度は委託費という形ですので、市町村から保育所に支払われておりますよね。この単価というのは保育以外に使ってはならないということが決められております。規制があるわけですけども、新制度になりますと、企業が参入できるということで、企業が参入しやすいようにお金の使い方の規制を外すということが導入されてしまっているんですね。ですから、これではせっかく保育のために公費が投入されても、保育者の処遇改善であるとか、保育内容の向上に結び付かないおそれがあるんじゃないかということで心配されているんですね。その点、きちんとやっぱり保育、中身がよくなるように、そしてまた、保育者の処遇改善ができるようにということで、県としてはどういう手だてをお考えでしょうか。

竹岡こども未来・青少年課長

現在、子ども・子育て支援新制度におきます給付費の構造につきましては、委員お話しのとおり、公定価格という形で施設型給付という形の経費の支払い方法に変わってくる部分がございます。ただ、この公定価格自体も現在国のほうで、予算の審議の中でまだ検討中ということで、今後動きがあるかと思えます。その辺のところを十分見極めまして、必要に応じて国に対して制度の問題があるようであれば、国に対しても働き掛けてまいりたいと考えております。

達田委員

それでは、最後をお願いをしておきたいと思います。保育の制度がもうけの対象になるということになっては困りますので、やはり子供のための保育所であってほしいということで、四点、お願いをしたいと思います。一つは、専門職にふさわしい水準まで保育士等の賃金を引き上げること、二つ目に、公定価格において人件費を確保するための規制を強化していくということ、それから、保育所の職員配置を抜本的に改善をすること、受け持ち人数を少なくする。今、3対1とか、よくなっていると言いますが、やっぱり途中入所の子供さんなんかがあったときには1対1で見なければならぬという状況もあるんですね。ですから、本当に受け持ち人数を少なくすることは大変求められていると思います。それから四番目に、正規雇用者の割合を引き上げていくということ、この四点ですね、県で取り組めること、また、ほとんどが国に対して制度の改善というのを要望していかなければいけないと思うんですけども、県として是非これがきちんと守り、また実現できるように取り組んでいただきたいと思いますんですけども、この点、いかがでしょうか。

竹岡こども未来・青少年課長

ただいま委員のほうから御提案いただきました四つの点につきまして、新制度の導入に当たりまして、保育の質の確保という面につきましては県といたしましても十分対応していく必要があると考えております。国に対しても必要な制度面での問題点がございましたら、働き掛けていく必要がございますし、また、今、既に方向として定められております人員、職員配置などにつきましても、まだ必要な財源の確保ができていないというような状況がございますので、その部分につきましても国に対してしっかりと新制度導入に当たっては必要な財源措置を講じていただけるように働き掛けてまいりたいと考えております。

達田委員

ありがとうございます。是非強力に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、高齢者の問題なんですけれども、地域包括ケアシステムについてお尋ねをしたいと思います。県内の要介護者数等、今、平成23年度の数字しか持ち合わせておりませんが、これによりますと、認定者数がどんどん増えてきてまして、平成12年に2万6,141人だったものが、平成23年度では4万5,822人と175パーセントに増えているということなんです。こういう中で、施設でおられる方、また、在宅でサービスを受けられる方、いろいろいらっしゃるわけなんですけれども、この県が出しております介護サービスに関する文章で、地域で支え合う環境づくりの推進ということで、地域包括ケアシステム構築の推進、この中に地域包括ケアシステムはニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で生活上の安全、安心、健康を確保するために医療や介護、予防のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場、日常生活圏域で適切に提供できるような地域での体制と定義をされていると。そして、なおその際の地域包括ケア圏域については、おおむね三十分以内に駆け付けられる圏域を理想的な圏域として定義し、具体的には中学校区を基本とするということと述べられているんですけども、このケア

システムの組織ですね、イメージ図として、いろいろサービスが、健康づくり、介護予防、生活支援サービス、医療サービス、介護サービスの在宅とか施設とか、いろいろ書かれておりますが、その中に、特に高齢者の住まいとしてサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなどということが書かれているんですね。このサービス付き高齢者住宅というのは、今、県内でどういう状況なんでしょうか。お尋ねいたします。

香川住宅課長

達田委員から、県内におけるサービス付き高齢者向け住宅の状況ということでお尋ねを頂いてございます。平成23年10月に、高齢者の居住の安定の確保に関する法律、通称、高齢者住まい法が改正されまして、それまで高齢者円滑入居賃貸住宅、いわゆる高円賃、高齢者専用賃貸住宅、高専賃、高齢者向け優良賃貸住宅、高優賃の区分けが廃止されたところでございまして、その際、サービスで安否確認と生活相談が提供されますサービス付き高齢者向け住宅として一本化されました。これに当たりましては、県知事への登録が必要となった制度でございます。現在の県内の状況でございますけれども、平成26年9月末現在でございますが、59棟で1,641戸整備されております。

達田委員

サービス付き高齢者向け住宅というのが59棟で1,641戸ということは、1棟当たり25から30戸ぐらいかないと思うんですけれども、そういう住宅があつて、段差の解消であるとか、手すりを設置するとか、バリアフリーの構造を備えているということですよ。先ほどおっしゃった安否確認とか生活相談のサービスというのは基本ですよ。これはどの住宅であってもやるということが基本なんですけど、この上に、中には食事サービス、介護サービス、それから家事とか健康管理などのサービスが全て整っていますよという所もあれば、安否確認と生活相談だけという所もありまして、非常に格差といいますか、中身が非常に違いがあるようにも思うんですけれども、全て介護から家事から健康管理、食事、全部整っているという所、それと安否確認、生活相談だけですよというのが、どう分類されているんでしょうか。

香川住宅課長

ただいまサービス付き高齢者向け住宅におけますそれぞれのサービスの状況ということで御質問を頂戴いたしました。こちらの住宅につきましては、それぞれの事業者がそれぞれの入居者に応じてサービスを提供するというところでございまして、事業者において様々なサービスを選択され、提供されているところでございます。現在、先ほど委員からもお話がございましたように、状況把握と生活相談サービスにつきましては全ての施設で提供されてございます。食事の提供サービスにつきましては、約95パーセント、入浴等の介護サービスにつきましては64パーセント程度、調理等の家事サービスにつきましては73パーセント程度、健康の維持増進サービスにつきましても73パーセント程度でございますけれども、それぞれ中身につきましては事業者によって異なっているところでございます。

達田委員

食事についてはほとんどの所がされているということなのですが、これらのサービスが全部されているという所と、余りされていないという所とでは、やっぱり入居に係る費用も違うんじゃないかと思うんですけども、その費用はどれぐらいなのでしょう。

香川住宅課長

サービス付き高齢者向け住宅の費用の御質問でございます。特に家賃につきましては、それぞれ広さ、あるいはそちらの施設の設備等によって異なってまいりますので、余りこれといって申し上げにくいんですけども、目安といたしましては、一番安い所で二万円台、高い所でも八万円台というようなところで、共益費を合わせますと三万円台から十二万円程度という感じでございます。

達田委員

サービスに応じて料金が違ってくるのかなと思うんですけども、やはり全てのサービスが付いているとなりますとお値段も高くなるんじゃないかなと思うんですが、こういうサービス付き高齢者住宅が、本当に安い料金で入れたらそれはいいんですけども、こういう所になかなかお金もなくて入れないと。低所得でなかなか大変だという場合に、何か支援というのはあるのでしょうか。

香川住宅課長

ただいまサービス付き高齢者向け住宅への支援ということでお話を頂戴いたしました。こちらのサービス付き高齢者向け住宅は、いわゆる住宅と申しますか、家でございまして、それについて入居者への補助というものはございませんけれども、こちらの施設を整備される際には国のほうから補助がございます。

達田委員

先ほどの御答弁では住宅費用が3万円から12万円と。大きな開きがあるわけですけども、やっぱりお金相応と申しますか、それなりのサービスになってくるんじゃないかと思うんですね。低所得の方が入る所がないということになると、本当にどうなるのかなと心配もされるんですけども、今、介護施設、特別養護老人ホームに入っておられる方、これから要介護1、2の方は今後特別養護老人ホームに入所ができなくなると言われているんですけども、そういう人たちが低所得であった場合に、行き場はどうなるんだろうかと心配されるんですけども、その場合の対応は住宅課以外になるかと思うんですけど、いかがでしょうか。

藤本長寿保険課長

介護保険制度の話でございますけれども、この度の介護保険制度の見直しによりまして、委員からもお話がありましたが、特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上に限定をされること、原則として要介護3以上ということになります。これにつきましては、やはり重度の要介護状態で、今現在在宅で生活を余儀なくされている方、これが全国で約十五

万人もいらっしゃるということで、特別養護老人ホームを在宅での生活が困難な中度、重度の要介護者を支える施設ということで機能の重点化を行うという観点から、このような見直しを図っていると聞いております。ただ、原則として3以上ということですので、お話にありましたように、要介護1、2の方につきましても、やむを得ない事情がある場合につきましては特例的に特別養護老人ホームへの入所が認められるということになっておりまして、具体的に申し上げますと、認知症であって日常生活に支障を来し、在宅生活が困難な場合ですとか、家族による深刻な虐待が疑われてなかなか在宅での生活が難しい場合というような場合には特例といたしまして要介護1、2の方でも入所ができるということになっております。そこで、それ以外の在宅でいらっしゃる方につきましては、これも先ほど委員から話がありましたけれども、いわゆる在宅においても必要なサービスが受けられるよう、地域包括ケアシステムという、この構築に向けまして在宅医療、介護の連携ですとか、地域ぐるみでの認知症対策、それから、高齢者の見守り体制などの充実強化、こういうのにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

今、やむを得ない方、事情があれば入所はできるということで、一つが認知症とか、それから二つ目に家族等の虐待が深刻とか、あるいは知的障害とか精神障害をお持ちの方ということで、これはやむを得ない事情と言われているんですが、実はこれらの事情というのは、本来老人福祉法によって特別養護老人ホームへの措置入所が対象となっている事例なんですよね。ですから、今、要介護1、2の方が入所しているというのは大体おうちに見てくれる人がいない。それから、住宅がなかなか不自由な体で生活できるような住宅じゃないと。そういう理由でほとんどの要介護1、2の方は入所をされているとお聞きしております。それで、特別養護老人ホームの待機者がもちろん問題になっておりますけれども、そのうち要介護1、2の方は、今後、この一部の例外を除いて待機者の数にも数えられないということになってしまうわけですよ。ですから、コスト削減ばかり目をやって、軽度だからということで要介護1、2の方を特別養護老人ホームから排除をすると。行き場を失ってしまうと。こういうことがあっては絶対にならないと思うんです。それで、先ほどおっしゃったように、地域で、在宅でおいでもちゃんとサービスが受けられるようにする必要があると思うんですけれども、地域包括ケアでは、目玉とされているのが24時間の定期巡回サービスということなんですけれども、これがきちんと行われる、行っていけるという保障があるのかどうか、お尋ねいたします。

藤本長寿保険課長

いわゆる24時間型の定期巡回サービスで、正式には定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスでございますけれども、このサービスにつきましては、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中ですとか夜間を通じまして訪問介護と訪問看護、それぞれが密接に連携いたしながら定期的巡回と、それから随時の対応を行うというものでございまして、市町村に指定や指導監督の権限があり、地域の特性に応じて市町村の裁量でサービスの整備が行われます。いわゆる地域密着型サービス、これの一環といたしまして、平成24年度から新たに設けられたものでございます。

委員からお話のありましたように、現在、県内の市町村におきましてはこのサービスの事業者指定はまだございません。進んでいない理由といたしましては、事業者のほうで、この名前からいたしましても夜間とか、それから深夜、そういうところでの呼出しが多いのではないかと。そうすると人の手配とかも大変かなという、そういうイメージを事業者のほうで持っていることとか、オペレーターの配置が必要なんですけれども、これも夜間にずっと配置をしておく必要があるんですけれども、そのあたりでやはり人間的な問題がなかなか難しいということと、都会ではある程度普及しているんですけれども、やはり徳島においてはその利用者である高齢者の方が一定の地域で集中をしているということがなかなかございませんので、そういう理由からなかなか現在厳しいところでございますけれども、やはりこのサービスを普及させていくためには、市町村、事業者、それからケアマネージャー等が、このサービスについての正しい理解を深めていく。それから、地域のニーズを正しく把握していくことが重要でございますので、県といたしましてもこれまでも指定権者である市町村に対しまして、このサービスの制度の周知を図るとともに、今年度から県内でのその巡回型サービス体制の構築と、医療介護連携の今後の在り方を検証する徳島県医療介護連携・地域ケア実践モデル事業にも取り組んでいるところであります。

また、このサービスと同様に、平成24年度に構築されました、こちらも地域包括ケアシステムの構築に非常に有効なサービスと言われておりますけれども、拠点事業所への通い、いわゆる通所を中心といたしまして、利用者のニーズに合わせて訪問介護、それから泊まりと組み合わせるとともに、必要に応じて訪問看護、これが利用できる複合型サービスというのがあるんですけれども、これにつきましては県内で既に2か所がサービスの提供を開始しているところでございます。今後につきましては、国においてもこのサービスを全国的に普及させるべく、現在審議会等で検討していただいているところでございますので、この国の動きを注視するとともに、それぞれの地域の実情に応じたサービス提供体制が整備されますよう、指定権者である市町村とも連携をいたしながら、制度の普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

先ほども申しましたように、24時間の定期巡回サービスというのが、やっぱりちゃんとできたら、これはすばらしいと思うんです。おおむね三十分以内に駆け付けられるという所に来てくれたらいいんですけれども、徳島県の現状から言って、県の書いてある分でも、非常に広い所でなかなかそれは全国一律の画一的なシステムとはなりませんよというようなことが書かれているんですね。ですけども、やっぱりやらなきゃならないということで、本当に私たち年代の問題ですよね。皆さんの問題でもあると思うんですけれども、元気なときはいいですけども、年をとって不自由になって、お世話をしてもらわなきゃ生きられないとなったときに、本当にどうなるかという一人一人の問題ですので、国の予算削減ありきの在宅化というのになっていかにないように、そして、住まいの確保、それから誰もが安心できる地域包括ケアシステムとなるように市町村ともよく連携していただいて取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

来代委員

せっかく東京から吉田副部長さん、何というても格好ええですので、課題解決統括監、徳島県の大きな課題について、吉田次期部長にお聞きします。東京からこられておるんですから、県の職員さん、ように考えて、吉田さんが答えますから、よろしくをお願いします。

今、日本を挙げて日本創生、また、徳島県も日本創生に向けて、知事の言葉では対策室を設けた。このチャンスを逃したら徳島の飛躍、あるいは過疎対策はあり得ないと、私はそう思っています。その中で、せっかく国が一生懸命やられている日本創生、県では対策室は作ったんですが、どのようなメンバーで、どういう議論をなさっていますか。

吉田課題解決統括監

地方創生という観点から、お答えをさせていただきたいと思いますが、まず、国の動きでございますけれども、国のほうでは5月に、御承知のとおり日本創成会議という有識者会議で日本の人口推計を発表いたしました。地方が消滅するといった衝撃的な内容で多くの関心を集めたところでございますけれども、これ以降、国の危機感を共有いたしまして対応を加速してきたところでございます。実際に9月には内閣改造で、地方創生担当大臣、石破大臣が就任されて、その直後に徳島県といたしましても知事以下で直接大臣の所にお伺いをいたしまして、地方創生に当たっては地方目線で取り組んでいただきたいという話ですとか、徳島県の様々な取組、神山町のサテライトオフィスのお話ですとか、上勝の葉っぱビジネスのお話ですとか、那賀町の話とか、そういったものを大臣に直接御説明をさせていただきまして、非常に大臣も関心を示しておられたところでございます。その後には、小泉政務官が実際に神山町にいらっしゃってサテライトオフィスを視察されて、国としてもサテライトオフィスを神山町に作りたいというようなことをその場で発言されるといった形で、我々の働き掛けに呼応する形で国も徳島県に強い関心を持って東京も進めてきているところでございます。現在、臨時国会が開かれておりますけれども、地方創生法案というのが提出されております。今、審議されておりますけれども、さらに臨時国会の冒頭の総理の所信表明演説では、地方創生の話の最初の部分で祖谷の話は桃源郷というような、日本の原風景だという形で取り上げるなど、非常に感心は高まっているところでございます。

一方で、県の動きでございますが、これまでも県としても人口減少問題ですとか、委員御案内の過疎問題に関しては様々な取組をしてきているところでございます。7月には人口減少社会の対応PTということで、私がPTの長をやっておりますが、若手の検討会議を立ち上げるなど、いろいろな取組もしてきたところでございますけれども、国の取組に呼応するような形で10月3日に徳島県地方創生本部というものを設置いたしまして、地方創生法案などに記載されております取組に呼応するような形で徳島から地方再生の様々な提言をやっていく体制を構築したところでございます。さらに、県だけの取組ではございませんで、やはり全県を挙げて地方創生に取り組んでいくというためには、地域の実情とか特性を踏まえた市町村の御意見をしっかりと伺っていくということも大事なことでございます。このため、県といたしましては市町村をはじめ、民間事業者、地域に根差した活動をされている方々から幅広く意見を伺いまして、全県を挙げた取組を進めていくことが重要と認識しておりますので、市町村、経済団体、NPOによる連絡会議を今月中に立

ち上げまして、そういった場において地域が直面する課題の共有ですとか、課題解決への具体的な方向性、国の動向を踏まえた対応の強化等を図ってまいりたいと思います。今後、この連絡会議の活用も念頭に置きながら、先ほど御説明申し上げました全庁の司令塔、徳島県地方創生本部との連携も図りながら全県一丸となって地方創生の取組を推進してまいりたいと考えております。

来代委員

地方創生本部の本部長とか役員は誰がなっていますか。

吉田課題解決統括監 県政策創造部 副部長

県の地方創生本部の本部長は知事でございます。副本部長は副知事及び政策監でございます。本部員につきましては、政策監補、危機管理部長、各部長、各局長、あるいは南部総合県民局長、西部総合県民局長等、県警本部長も含めて、幹部で構成されているところでございます。

来代委員

これは、県庁ばかりなんです。そうすると、今まで過疎対策を数十年やってきても何の成果もなかったのが過疎対策なんです。世間の声では、県庁は計画だけは100点、実行は0点という、計画を立てたら全て終わりが今の徳島県庁の評価なんです。これはやっぱり県庁だけでやるから、知事の意向を見て、知事の顔だけを見て答えるから新しい提案が出てこないと私は見ておるんです。そこでお願いでございますけども、例えば、我がこの寺井過疎少子高齢化対策特別委員長は、県農業会議の会長でもあり、全国たばこ耕作組合中央会の会長でもある。また、隣の藤田副委員長は、我々と一緒、この地方の猿が人口よりも多いぐらいの町の中で過疎の現状をよく見て育ておられる。こういう現状をもっと知っている人を委員の中に早急に付け加えてもらって、そして、この現状からどうするかということをやっつけていかないと、また同じ結果で計画だけの、また戦略事業、オンリーワン事業というのを付けたら、この地方創生も終わりじゃないかと私は心配しておるんですけども、私の今言うような、もっと具体的にきちんとできるような委員に替えてもらえませんか。

吉田課題解決統括監

実情をよく理解された方々の御意見を伺いながら計画を作っていくということは非常に大事なことでございまして、繰り返しになって恐縮ではございますけども、先ほども申し上げましたとおり、実際に取組をされている市町村ですとか経済団体、NPOなどによる連絡会議を今月中に立ち上げて、その場でいろいろな意見交換や、そういった実情などを伺いながら全県一体となって地方創生に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

来代委員

それで、地方の再生会議の予算は幾らぐらいですか。

吉田課題解決統括監

具体的な予算といいますのは、この会議で様々な検討を行いまして、具体的な施策という形になっていきますと、それぞれの各担当部局における施策という形で具体的になっていく形になると思います。この会議自体は会議経費ということにはなると思いますがけれども、具体的な実際の施策の執行に当たりましては、各部局において責任を持って執行していただく形になると思います。

来代委員

各部局において当たるといったって、お願いするのは市町村とか各地のNPOでしょうが。それで、今言ったように、神山とちょっと出た所しか出てないじゃないですか。本当にやるんだったらもっと幅広い意見も要るでしょう。予算も要るでしょう。あらゆる団体だったら県の農業会議の会長が意見を言えないんですか。だから、あなた方の好きな人ばかり集めるんじゃないくて、もっと幅広い意見を集めるためにはそういったいろんな意見を集める対策も必要なので、今すぐとは言いませんが、検討して、よければその案を取り入れる。なぜ言えんのですか。

吉田課題解決統括監

地方創生に関しての取組に当たりましては、我々としてはこういう形でいろいろな御意見を伺いながらやっていきたいと考えておりますけれども、また次の総合戦略とかの作成に当たりましては、県民から幅広く意見を伺い、様々な場を通じて意見を伺っているところがございますので、そういった地方創生に当たりまして、実際の地元の御意見をどのような形で一番最も反映することができるかということを考えながらこの取組を進めていきたいと思っております。

来代委員

それ、意見たってみんなから聞くだけでしょう。何をやりたいかというのは何もないじゃないですか。ただ意見を聞いただけ、それで終わりですか。それで、あなた、東京へ帰ったらもう終わり。そんな馬鹿なことのために徳島にこられたんじゃないでしょう。もっと具体的にこうやりたいと。じゃ、その連絡会議、いつ結論が出るんですか。

吉田課題解決統括監

こちらの具体的な、まず、今御説明申し上げた取組でございますけれども、このスキームにつきましては、現在、臨時国会で議論されております地方創生法案の枠組の中で総合計画を国が作るようになっておりまして、それに呼応するような形で県、あるいは市町村も作成するような努力義務が規定されているところです。スキームといたしましては、そういった枠組の中で具体的な計画を作っていくこととなりますけれども、そういった枠組の中で、どのような形で実態を踏まえた具体的な……（「結論はいつ出るんやと聞きよる」と言う者あり）政府のほうの計画を策定するに当たってのビジョンですとか、そういったものが……（「政府じゃない、徳島県が」と言う者あり）それにつきましては、まず政府のビジョンなり、考え方というのが年末までに出ると聞いております。そういったものが

遅れることなく我々としても早急に取り組み、作業を進めていくということになると思っております。

来代委員

年末までに結論が出たら、それをどのように具体的な実行に移していくんですか。

吉田課題解決統括監

御説明申し上げた地方創生法案というものは、今日から、正に臨時国会で議論が始まっているところでございます。そういった中での議論ですとかを踏まえつつ、また、先ほど申し上げました連絡会議などの取組を通じて、まずは様々な御意見を伺いながら具体的な内容の検討を進めていくということで考えております。

来代委員

私が言ってるのは、結論が出たらどのように取り組んでいくんですかと聞きよるんですよ。あなたは何か言うと、調子が悪くなると国の議論を踏まえてと。徳島県が主体を持ってやるんだから、徳島県が主体を持って答えないかん。国の議論は関係ないじゃないですか。知らん人から見たら、地方ソーセージ、地方でソーセージを作って食うんですかと、あなたの答弁を聞きよったら、間違うような感じがするんですよ。そうじゃないでしょう。徳島県で幅広く意見を聞くんだったら、意見をまとめて国にすぐに提言する。国に行って予算をもらってくる。国に行って許可を取ってきてすぐに取りかかる。具体的なものが何もないじゃないですか。人の意見をまとめて聞いてと。そういうのは誰でもできる。聞いたことをどうやってしてくれるかが、今、一番中央に望まれておるんですよ。だから、何をやるんですか、東京からきて、統括監として何を求めて何をしてくれるのか、それを答えてくださいよ。

吉田課題解決統括監

東京からきた私のやるべき仕事でございますけれども、正にこういった枠組を通じて地方の実情ですとか御意見を伺いながら、それを具体的な形の……（「意見を伺うのは分かった。何をしてくれるんぞと言うの」と言う者あり）まず、具体的な実情ですとか、御意見を伺い、それを具体的な施策に具体化していくというのが自分の仕事だと思っておりますので、その御理解をお願いします。

来代委員

もうやめますけど、いいですか。具体的な意見を伺う。これ、誰でも伺います。だけど、あなたは自信を持って、過疎対策にこれをやりたい。地方創生はこういうことに、そういうふうに絞っていかないかんのですよ。だから東京からこられたの。今の意見を聞いたとったら、意見を聞きます、幅広く聞きます。聞くのは別に統括監でなくても課長でも係長でも聞けますよ。聞いて、文にしとけばいいんだから。それをどのように具体的に移すかということは、あなたはすぐ東京へ行って、財務関係、各省庁の許認可関係、いろんなことを踏まえて、まとめて、具体的に取り組んでいく。だけど、テーマを持って今からかかっ

ておかないと、全て後手後手じゃないですか。よその県の話なんか聞くと、みんなそれぞれいろんな提案が出ておるんですよ。統括監のあなたがそんな意見だと、前向いていくわけじゃないじゃないですか。またこれも風呂屋じゃあるまいし、言うだけに終わりそうな、そんな心配をしてるから言ってるんですよ。もっと真剣にやってもらえませんか。それを聞いたら、今日はやめときますけどね。残念ですよ、そんな答えじゃ。

吉田課題解決統括監

今御説明申し上げたのは、地方創生法案に基づく具体的な計画のお話でございますけれども、今後の県としての提案ですとか、そういったものを適時適切に国に対しても強く主張してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

庄野委員

今の話に関連して、やっぱり県内の実情というのを直接目で見られたほうがいいと思います。県内には過疎化はしてきておるんですけども、非常にいい所もたくさんありますし、やっぱり現状、市町村の方々と意見交換するときに、とにかく現場主義、現場に行っているいろんな課題とか、このすばらしい宝物を探るような努力を統括監としてしていただきたいと思っております。

それと、久しぶりに聞こうかなと思ったのは、10月12日の徳島新聞に、人口減少に関しての全国の世論調査をいたしております。そしたら、人口減について84パーセントの方々が不安感を持っていて、地方に強い危機感があると。効果的だと思う人口減少対策というのに子育て世帯への支援策の拡充であるとか、医療や福祉サービスの充実というのが大いに期待するところであるということがございました。そこで、私も医療が最近ちょっと聞いとらんと思って、医療の県内における供給体制というのは、これは官民含めて、現在どんな状況になっているのか、また、これからの過疎化していく原因の一つに地方における医療体制の減少というのがあると思うんですけども、現状と今後のやっていかなければならない課題みたいなものがあったら教えてもらいたいと思います。

田中医療政策課長

医療の徳島県内の現状ということでございます。まず一つ、申し上げなければいけないことというのは、県民10万人当たりの医師の数ということでございますけども、医師の数につきましては、現在、全国2位という位置でございます。京都府が1位、徳島県が2位で、3位は東京都という状況になっております。そのことから申し上げますと、いわゆる医師の数につきましては医療資源としては満たされているという状況でございます。

ただ一つ、問題がございます。ここは過疎の委員会ということでございまして、徳島県内では医師の偏在というのが際立っていると。県民の70パーセント以上が在住する東部の圏域に、やはり医師も70パーセント以上、診療活動を続けているというようなところがございます。そういったいわゆる医師の偏在につきまして、これまで全国レベルで対応策が打たれてきたわけでございますけれども、最終的に私ども、中長期的な観点から期待しているところは、いわゆる徳島大学の医学部に地域枠という定員枠を作りまして、過疎・僻地で活躍できる医師を現在養成、育成しているところでございます。それが中期的という

ことをごさいますして、医師になるのは6年かかるということで、ちょうど今年度の終わりに医師の国家試験を受けるタイミングになってまいりました。そして、来年、再来年と初期臨床研修を受けまして、実際に臨床現場で活躍できるのが約三年先ということになってまいります。そこで、地域枠でございますけども、12名、17名という形で、毎年増やしまして、現在12名から17名の枠で医師の、いわゆる増員を行っているところでございます。

一方で、昨年8月でございますけども、国民的な課題でございます社会保障制度改革国民会議というのがこれからの医療費の増高でありますとか、つまり2025年問題というのがございますけども、団塊の世代の皆さんが、いわゆる75歳以上に達するのが2025年と。本県においては高齢化率が最高に高まるのは2020年ということでございますけども、そこに向けての医療提供体制の形を変えていかなければいけないという議論がなされております。その中で出てくるのが、先ほど地域包括ケアシステムという話がございますけれども、その中における在宅医療という制度がございます。今の医療体系を2025年まで続けていきますと、全国で40万床以上の病床不足が発生すると。それに対してどうするかということで在宅医療でありますとか、地域包括ケアシステムが今考えられているところでございまして、そちらに向けての推進が行われている状況でございます。

そういった全体の流れの中、県内の医療提供体制をどうしていくかというのが我々のこれからの正念場というところでございますけども、具体的には平成27年度に地域医療ビジョンという、地域医療構想を全県的に作りまして、そして2025年度に向けた医療提供体制の最適化を図っていくという段取りが今予定されているところでございます。そして、その2025年度に向けた提供体制の理想像というのをより具体化するために、本年度から新しい基金が設けられておりまして、全国で、今年度で言うと904億円でございます。来年度以降は消費税の関係がございますので、金額は提示はされておられませんけども、おそらく千億規模でこれから2025年までの間で財源が用意されていくという形になっております。そういった財源あるいは制度を駆使しまして、2025年に向けた医療提供体制をこれから構築していきたいと考えているところでございます。

庄野委員

在宅医療とか、地域包括ケアシステムですか、かなりビジョンを描いてやられておるといのは分かりますけれども、現在、例えば、産婦人科のお医者さんでありますとか、どこに住んでいても医師にかかれるような体制が整っているのかどうか。将来、どんな形になるのか、ちょっと教えてください。例えば海部病院なんかでも、再開したんですかね。三好病院なんかはどんな。県立病院その他で言いますと、産婦人科の場合だったら、どんな形ですか。

竹岡病院局総務課長

海部病院の産婦人科医の、それに伴う産科の休止というのがございましたけれども、これにつきましては徳島大学からの、先ほどのお話もありました寄附講座等により医師を派遣していただいておりますので、現在は再開をしているところでございます。ただ、三好病院につきましては、ここも産婦人科医の不足という部分がありますけれども、ここにつきましては西部の公立3病院、三野病院、あるいは半田病院の連携の中で半田病院に集約

化しておるといふ状況で、半田病院で産科のほうは実施しているところでございます。

庄野委員

そしたら、大体どの地域でどのくらい産まれてるかというのは分かるんですかね。開業している産婦人科の個人の病院って本当に少なくなってますよね。徳島市内には若干ありますけれども、地域のほうは公的な病院に頼るような感じが多いんじゃないかなと思うんですけど、主に産まれよるのは東部圏域といいますか、小松島とか徳島市内とかですかね。地域別に言ったら大体何人くらい産まれよるのかというのは分かるんですか。

鎌村健康増進課長

ただいま県内でのお産の数ということでの御質問と思います。現在、県内での分べん取扱い医療機関は17医療機関となっております。先ほど話のありました南部では、県立海部病院及び阿南共栄病院、そして徳島赤十字病院ということになっております。県西部におきましては、現在は半田病院のほうでされておるところですが、県内では約六千人の方が毎年分べんをされているところですが、平成24年度の数で南部、西部で代表的な所だけを申し上げますと、徳島赤十字病院で約700人、阿南共栄病院で390人、海部病院で9人、そして町立半田病院で537人ということで、残りの方々が東部圏域という状況でございます。

庄野委員

ということは、東部以外で千六百人ぐらいの新生児が産まれているということでありませう。集中しているなという感じは前から持ってましたので、それぐらいかなと思いますけれども、やっぱり過疎の対策を考えていく上で、やっぱり医療の供給、これはなかなか難しい面もあるんでしょうけれど、やっぱりこういう数字を見てみますと、県立の海部病院とか、三好病院の、これからお産とか、子供を育てていく上での小児科の高度医療化といいますか、県立病院の果たしていくべき役割というのは非常に大きいなという感じがいたしております。そういう意味で、海部病院も高台移転で新しくなりますし、三好病院も改築、高層階にされておりますし、徳島県に対して協力してくれる医師が順調に育ってきているということで期待はしておりますけれども、そうした医師の偏在を少なく、やっぱりどこにおっても医療が受けられるということが、過疎地域と言われておりますけれども、昔はにぎわっていたんですね。なので、こういう所で若い夫婦が子育てをしようかと思うような一つのきっかけは、やっぱり医療でもあると思いますので、これはドクターヘリとかも整備はされてきておりますけれども、やっぱり地域のかかりつけ医といいますか、それも含めて、少なくともお産とか子供を育てていく上で非常に果たしていく役割が、私は県立病院も大きいと思いますので、そこらの取組を今後更に求めておきたいと思っております。

竹岡病院局総務課長

県立病院、特に地域におけます出産ということで海部病院、出産の状況と、それから、そういった偏在する産婦人科医等の確保ということでございますが、海部病院の出産状況につきましては、22年4月から徳島大学の地域産婦人科診療部が設置されたことによりま

して、海部病院において24時間産科が対応できるという体制になりまして、平成22年10月からお産を再開いたしております。

先ほどお話のありましたとおり、実績なんですけれども、平成26年8月現在で27件の分べん実績がございます。ただ、リスクの高い分べんにつきましては、やはり妊産婦と胎児の安全性、こういったところが最優先となりますので、これにつきましては阿南共栄病院等、複数の産婦人科医がおられます病院にお願いをしているところでございます。また、緊急時の搬送の体制についても、関係機関と連携を深めまして、安全な出産の再開、安全な出産に向けて徳島大学病院とも連携をしているところでございます。

それと、診療科偏在の医師の確保ということでございますけれども、現在、診療科ごとに見ると、県立病院の三好、海部につきましては医師不足の現状がございます。これにつきましては、現在、地域医療再生基金を活用した寄附講座によりまして、11名の医師が新規に従事をしておるところでございます。この寄附講座の頼っている状況はございますけれども、こういった診療科によって偏在がないように、中央病院あるいは大学病院から三好、海部病院にも診療応援を実施しておるところでございますし、先ほど医療政策課長から話がありました地域枠の確保、こういったものにつきましても県立病院としては様々な形で確保に努めてまいりたいと考えています。

藤田委員

課題解決統括監にいろいろとお聞きしようと思っていたことを全て来代委員のほうから聞きましたので、7月12日に就任されて、東京からこられたということなんですけど、東京に住んでいた方で、今、v s 東京って徳島が打ち出しているんですけど、これについての感想というか、思いというか、どういうものがあるかお聞かせいただけますか。

吉田課題解決統括監

このv s 東京という言葉なんですけれども、この趣旨なんですけど、一見けんかを売るような捉え方をされている方が多いのかなという印象を受けておりますけれども、私の捉え方は全く違っておりまして、東京と徳島を対比させることによって徳島の魅力なり、強いところを改めて認識していくというプロセスが大事なところだと思っています。実際、私は東京で生まれ育ってきておりますけれども、東京にも様々な問題が山積しております。例えば、高齢者の問題であれば、私が住んでいた中野の近くの新宿区のアパートでは高齢者の方々がたくさん集積していて、買い物難民になってしまって、東京ですから人のつながりが弱いと。そういう中でどうやって生活していくかと非常に問題になっております。あるいは、犯罪の発生率も非常に高くなってきて、その中で人とのつながりというのが余りない。生活にもお金がかかる。そういった中で、徳島にきて非常に思いましたのは、先ほど来代委員からも現場をきちっと把握しないとというような御指摘も頂きましたけども、機会を見つけて東祖谷ですとか、先日は伊島にも行ってまいりましたし、機会を見つけて大体週末はいろいろ過疎地域を回っております。そういう中でいろいろお話を伺いますと、例えば祖谷ですと、昔は大変不便だったと。やっぱりインターネットの発達によって買い物ですとか、そういったものが非常に便利になってきている。ただ一方で、冬の厳しさというものは非常に厳しいものがあるというお話ですとか、伊島ですと、非常に風光

明媚な島ですけれども、お話を伺うと、台風のときは本当に怖いと。防潮堤、防波堤を見ましたけれども、あの防潮堤を越えて波が来ると。防波堤のテトラポットも本当によく崩れることがあると。非常に厳しい環境で暮らしていらっしゃるという実情も伺ってまいりました。ただ一方で、私の目から見ると、例えば伊島であれば非常においしい食材、魚介類とかも採れますし、祖谷、先ほど総理の所信を取り上げましたけれども、私も実感として本当にこんな美しい所があるのかというのが本当に第一印象として思いました。こういった本当にいい宝なり、知事が宝と申しておりますが、そういったものがあるにも関わらず、こういったものがよく知られていないというのが本当に強く実感としていたしました。こういったものをv s 東京という気持ちで東京に住んでいる、あるいは大都市に住んでいる人にぶつけば、先ほど議論の中でも東京に住んでいる人たちの4割の人たちが地方に移住することも考えたいというようなアンケート結果も出ました。実際に東京に住んでいる人間が満足しているかという、必ずしもそういう生き方に満足しているわけでもない者が多数おりますので、そういった者に対してv s 東京というものを強力に打ち出すことによって徳島に対する全国の関心を集め、あるいは若者たちを引き付けることによって新たな、一極集中とは逆の流れを作り出すことによって徳島を更に発展させていく余地というのがあるんじゃないかというのが私の考えでございます。

藤田委員

ありがとうございました。徳島の強みということをこれから打ち出していくということなんですけど、統括監のほうからいろいろと人口減少の問題についてお話もあつたんですけど、これからの人口減少社会の中で、この人口減少社会の中でこの課題解決って、これはもちろん人口がどんどんどんどん増えるということ、V字回復して増えるということが一番の課題解決になるのかなという思いもあるんですけど、なかなか合計特殊出生率が1.57ショックですかね、それから様々なことをやってきたにも関わらず、こうなっているということで、非常に、それだけを目指していくのも本当にそうなのかなという部分があると思うんですけど、この人口減少社会の中で課題解決って、何をもって課題解決って言えるんでしょうかね。個人的な意見でもいいので聞かせてください。

吉田課題解決統括監

この人口減少社会が進むことによって何が怖いかといいますと、地域の生活がどんどん衰退していく。それぞれの生活が脅かされるということでございまして、人口を増やすこと自体が目的ではなくて、人口減少に伴って発生する様々な問題にきちっと対応していく。その結果として東京であれ、徳島であれ、それぞれの人がきちっと生活ができる環境をきちっと確保していくというのが一番大事なことでございまして、さらには、やはり仕事を作り出すということが大事なことでございまして、若い人たちを徳島に呼び込むことによって新しい仕事、働き方、生き方というものを生み出していく、そういった流れを支援していくことによって地域が明るくなって行って、それに伴って様々な人のつながりとか、新しくでき出来上がることによって地域がもう一度再生していく、そういった流れを作っていくのが一番大事なことであって、まず、数値ありきではなくて、それぞれの地域の人たちが生活をきちっと維持できるための体制を作っていくというのが最大の課題だと個人

的な意見で恐縮ですが、思っています。

藤田委員

私も個人的な意見なんですけど、なかなかこれ、V字回復というのは難しいと思うんですけど、それぞれ質の向上というんですか、クオリティーを高めるということは非常に、同じような課題としてあると思うので、これも一緒に考えて課題解決に取り組んでいただきたいと思います。

寺井委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり、継続分が1件となっております。これより、請願第16号、乳幼児医療費助成の拡充についてを審査いたします。本件について、理事者に説明を求めます。

大田保健福祉部長

請願第16号について、御説明させていただきます。

①の乳幼児等医療費助成制度の対象年齢につきましては、平成24年10月から対象年齢を小学校修了までに拡大しております。

②の自己負担につきましては、厳しい財政状況の下、広く支え合い、将来的にも持続可能な制度とする観点から、一定額の負担をお願いしているところでございます。また、所得制限でございますが、基準が緩やかなため、子育て家庭の保護者の多くが範囲内となっております。なお、実施主体の市町村が現物給付を選択する場合は、市町村の判断を尊重し、助成対象としてございます。

③につきましては、国に対し、様々な機会を通じまして、子供の医療費助成制度の創設を要望してきているところでございます。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、本件については、継続審査と採択との御意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りをいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者 起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第16号①, ②, ③

これをもって、過疎・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(14時06分)